

動物愛護管理法・基本指針改正への 対応（事務局素案）

1. 動物の適正飼養の啓発と徹底
2. 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
3. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
4. 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

1. 動物の適正飼養の啓発と徹底

施策の方向性 （動物愛護管理審議会中間報告）	次期推進計画に盛り込むべき主な事項 （動物愛護管理審議会中間報告）	法・基本指針改正の内容	法・基本指針改正への対応 （事務局素案） （●：小委員会で検討予定）
（1）適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	① 動物を飼い始める時からの啓発、飼い主が学ぶ機会の提供、飼い主に向けた情報発信 ② 専門家等と連携した最新知識の提供 ③ 飼い主の飼養継続やいざという時の対応のための情報提供等の支援	▶ 終生飼養の趣旨の適正な理解が進むための普及啓発の実施 ▶ マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発	○ 飼い主への普及啓発（事項①③）で対応 ● マイクロチップ装着の普及啓発について検討
（2）犬の適正飼養の徹底	① 区市町村と連携した法令遵守の徹底 ② こう傷事故防止のための飼い主への啓発		（中間報告と同じ）
（3）多頭飼育に起因する問題への対応	① 多頭飼育問題への対応手法の整理 ② 関係機関での情報共有、連携した取組等を円滑に行える仕組みづくりの推進	▶ 多頭飼育問題等への対応における福祉部局等との連携の強化	○ 対応手法の整理（事項①）及び関係機関で連携する仕組みづくりの推進（事項②）で対応
（4）動物の遺棄・虐待防止に関する対策	① 関係機関と連携した普及啓発 ② 法獣医学の知見等に基づいた対応手法の確立 ③ 警察や獣医療に係る関係機関等との連携体制を強化	▶ 虐待等の罰則強化、獣医師による通報の義務化の周知徹底 ▶ 虐待の通報への対応等の明確化、体制構築について検討	○ 新たに遺棄・虐待防止ポスターを作成し関係機関と連携して啓発 ○ 各動物病院へリーフレットを送付し、通報の義務化について周知 ○ 関係機関等との連携体制の強化（事項③）で対応
（5）地域における適正飼養の推進のための人材育成	① 動物愛護推進員など、地域において指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上の取組の推進	▶ 適正飼養に関する専門知識・技能等を保持する人材の育成 ▶ 指定都市及び中核市以外の市区町村における動物愛護管理担当職員設置（努力義務）	○ 地域において指導的な役割を果たせる人材の確保・養成（事項①）で対応 ● 市区町村における動物愛護管理担当職員の在り方
（6）小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	① 教育機関と連携した学習支援の幅広い展開 ② 区市町村等と連携し、教職員等に対する知識の普及や情報提供、学校現場への支援		（中間報告と同じ）

2. 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

施策の方向性 (動物愛護管理審議会中間報告)	次期推進計画に盛り込むべき主な事項 (動物愛護管理審議会中間報告)	法・基本指針改正の内容	法・基本指針改正への対応 (事務局素案) (●：小委員会で検討予定)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><東京都における致死処分の内訳></p> <p>① 動物福祉等※の観点から行ったもの</p> <p>② 引取り・収容後死亡したもの</p> <p>③ ①②以外の致死処分(殺処分)</p> </div> <p>※ 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される場合</p>	<p>➢ 犬猫の引取り数を更に減少</p> <p>➢ 犬猫の殺処分数を透明性を持って戦略的に減少</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><殺処分の3分類></p> <p>① 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等) →引取り数減少の結果減らす</p> <p>② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難) →50%減少</p> <p>③ 引取り後の死亡 →引取り数減少の結果減らす</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的数値目標の設定について検討 ● 東京都における「致死処分数の内訳」を今回示された「殺処分の3分類」に文言を統一するか検討
(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	<p>① 地域に根差した取組が進むための支援</p> <p>② 効果の高い取組の普及により区市町村における取組を推進</p>	<p>➢ 飼い主のいない猫活動の在り方を検討、適切な情報発信</p> <p>➢ 所有者等のいない犬猫の発生を防止するための取組を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に根差した取組が進むための支援(事項①)で対応 ○ 地域に根差した取組が進むための支援(事項①)で対応
(2) 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保	<p>① 動物ごとの健康管理を基本とし、動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理の推進</p>	<p>➢ 動物愛護管理センターの業務の明確化をふまえ、センターの施設整備を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護相談センターのあり方については第2回小委員会で審議し、その結果は中間報告に反映
(3) 譲渡拡大のための仕組みづくり	<p>① 登録譲渡団体や学生サークル等との交流機会の創出</p> <p>② 譲渡に関する情報発信の推進</p> <p>③ 譲渡を促進するための取組の検討</p> <p>④ 譲渡後のフォローアップの充実</p>	<p>➢ 団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理、対応を検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡を促進するための取組の検討(事項③)の中で対応

3. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

施策の方向性 (動物愛護管理審議会中間報告)	次期推進計画に盛り込むべき主な事項 (動物愛護管理審議会中間報告)	法・基本指針改正の内容	法・基本指針改正への対応 (事務局素案) (●：小委員会で検討予定)
(1) 動物取扱業の監視強化	① 東京の地理的特性等を考慮した監視体制の確保 ② 迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行える体制の確保 ③ より効率的・効果的な監視指導方法の検討	▶ 登録制度の遵守徹底に加え、遵守基準の具体化など新たな規制を着実に運用	● 新たな規制の周知徹底について検討 ● 新たな規制に対応した効率的・効果的な監視指導方法の検討
(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	① 業態の多様化に応じた効果的な指導 ② 苦情等に繋がるケースの分析・情報提供や自主管理点検表の配布等による自主管理の促進	▶ 動物取扱業者等の資質向上のための主体的な取組を推進	○ 自主管理の促進(事項②)を通じて、事業者の主体的な取組を支援
(3) 特定動物飼養における適正飼養の徹底	① 特定動物の監視指導、無許可飼養防止の徹底	▶ 特定動物に関する規制強化について、周知・遵守徹底	○ 規制強化についてリーフレットを作成・配布 ○ 飼い主及び販売業者への監視指導を通じた周知・遵守徹底(事項①)で対応
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導	① 都が所管する畜舎等の監視指導体制の確保 ② 区市保健所等と連携した事業者への指導等の実施 ③ 研究機関等に対する実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発	▶ 畜産部局と公衆衛生部局の効果的な連携強化の在り方を検討 ▶ 3Rの原則や飼養保管等基準の周知・遵守徹底、遵守状況を把握・公表	○ 畜舎等の監視指導体制の確保(事項①)の中で、畜産部局との連携強化を検討 ○ 実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発を行う(事項③)とともに、遵守状況の把握・公表について検討

4. 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

施策の方向性 （動物愛護管理審議会中間報告）	次期推進計画に盛り込むべき主な事項 （動物愛護管理審議会中間報告）	法・基本指針改正の内容	法・基本指針改正への対応 （事務局素案）
（1）動物由来感染症への対応強化	① 訓練等を通じた対応体制の実効性の検証、連携体制の確保 ② ペットを介在する動物由来感染症に係る注意喚起		（中間報告と同じ）
（2）災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	① 飼い主が利用する事業者等と連携した災害対策の啓発 ② 避難所設置主体となる区市町村の対策強化 ③ ボランティアの受入や広域調整の仕組みづくり ④ 他自治体等の関係機関への協力要請なども視野に入れた体制強化の検討	▶ 区市町村の地域防災計画等において、動物の取扱い等に関する位置付けを明確化、地域の実情に応じて体制整備を推進 ▶ 地域の特性に応じた平常時の準備、避難対策の周知等を推進 ▶ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制についての事前の体制整備を推進	○ 区市町村の対策強化（事項②）の中で対応 ○ 区市町村の対策強化（事項②）の中で対応するとともに、事業者等と連携して災害対策を周知（事項①） ○ 関係機関への協力要請なども視野に入れた体制強化の検討（事項④）の中で対応